

【育児目的休暇規定の例】

第〇条(育児目的休暇)

子が6週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内に出生予定の従業員及びその配偶者(日雇従業員を除く。以下同じ。)並びに出生後8週間以内の子を養育する従業員は、配偶者の出産支援や育児のために、1年間につき〇日を限度として、育児目的休暇を取得することができる。また、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員も、1年間につき〇日を限度として育児目的休暇を取得することができる。なお、この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

- 2 育児目的休暇は、1日単位で取得することができる。
- 3 取得しようとする者は、原則として、事前に所定の様式により申し出るものとする。
- 4 育児目的休暇中の賃金については、有給(無給)とする。